

建築物木造木質化支援事業のご案内

和歌山県産の木材「紀州材」を活用することで、脱炭素社会の実現を推進し、伐採し、使い、植え、育てるといった森林資源の循環利用に貢献しませんか？

木造設計の支援

令和6年度から
新たに開始!!

■補助の対象となる方（＝事業主体）

和歌山県内で民間非住宅建築物を所有又は管理される方（建築主）と実施設計業務に関する委託契約を締結した建築士の方

■補助の対象となる事業

和歌山県内の民間非住宅建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造部材に紀州材を使用する木造建築物の実施設計を行い、建築工事のために必要となる設計図書を作成する業務

■補助対象経費・補助率・補助限度額

補助対象経費 : 紀州材を用いた木造建築物の実施設計に要する経費

補助率 : (定額) 1,600円/m²

補助金の算出 : 木造建築物の延べ面積 (m²) × 1,600円
※木造とそれ以外の構造による混構造の場合は、木造部分の延べ面積のみが補助の対象となります

補助限度額 : 1事業主体当たり年間で2,000千円まで

■補助事業の条件など

- (1) 建築士事務所に登録されている建築士であること。
(事務所の所在地については、和歌山県内外を問いません)
- (2) 実施設計の対象が、和歌山県内に建築される予定の木造又は木造とそれ以外の構造による混構造の民間非住宅建築物であること。
- (3) 実施設計の対象が、延べ面積300平方メートル超であること。
- (4) 実施設計業務に関する委託契約が締結されており、申請年度内に業務が完了すること。
- (5) 本事業の実績を活用した、民間非住宅建築物が建設されること。
- (6) 構造部材使用量（立方メートル）に占める紀州材の使用割合が50%以上であること。
- (7) 本事業の実績を活用した民間非住宅建築物が建設されない場合や、構造部材に占める紀州材の使用割合が50%に満たない場合は、補助金返還の対象となります。

申請前に必ずご相談ください！
(公募期間：R6年4/1～5/31)

<お問い合わせ>

- 各振興局 農林水産振興部 林務課
- 県庁 農林水産部 森林林業局 林業振興課

